

共通



農薬の適正使用

規範項目28

必須・重要・推奨

安

環

農薬の使用残の発生防止

農薬の散布液が余ることは、環境に余計な負荷を与えることとなります。表示されている単位面積当たりの使用量と農薬を使用する農地の面積から、必要な量だけを秤量して散布液を調製することが必要です。

取組事項

- ・ 農地の面積から必要な散布量を計算し、薬液が残らないように散布液を調製する。
- ・ 適正な希釈率で行うため、目分量はやめて、計量カップや台秤などの計量器具を使用して正確な量を量る。
- ・ 散布液を適量散布できるように、散布の際の速度と、使用した散布液の量を確認・調整し、使用残を出さない。

農薬は、ラベルに使用量が記載されています。農薬を使用する面積から、必要な散布液の量を計算します。この量を超えて散布することはできません。必要量以上の散布液を準備することは、散布液が余ることとなり、これを全て散布してしまえば農薬の使用基準の違反となります。

【散布液の調製】

散布液は、必要な量だけ作りましょう。そのために、正確な量を量り取ることが重要です。農薬の調製は、目分量ではなく、計量カップや台秤などを用い、平らな場所で行いましょう。また、計量器具は定期的に校正しておきましょう。

【均一な散布】

散布液をほ場に均一に散布するには、作業の速度や散布量の調整を行うことが重要です。これまでの散布作業の時間と散布液の使用状況などの経験を踏まえ、作成した散布液が、残さず均一に散布されるよう作業速度等を調整しましょう。

事前に、一度、水を用いて予定している機械の設定で試験散布し、時間当たりの散布量を確認すれば、正確な散布ができます。

■面積換算表

	平方メートル	アール	ヘクタール	坪(歩)	畝	反	町
1m ²	1	0.01	0.0001	0.3025	0.01008	0.001008	0.0001008
1a	100	1	0.01	30.250	1.00833	0.100833	0.0100833
1ha	10000	100	1	3025.0	100.833	10.08333	1.0083333
1坪	3.3058	0.033058	0.00033058	1	0.03333	0.003333	0.0003333
1畝	99.1736	0.991736	0.00991736	30	1	0.1	0.01
1反	991.736	9.91736	0.0991736	300	10	1	0.1
1町	9917.36	99.1736	0.991736	3000	100	10	1

■農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(抜粋)

(表示事項の遵守)

第2条 農薬使用者は、食用及び飼料の用に供される農作物等に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

二 付録(※)の算式によって算出される量を超えて当該農薬を使用しないこと。
(以下略)

※付録(第2条関係)

$$Q = Q_0 \times \frac{A}{A_0}$$

Q は、農薬使用者が遵守すべき農薬の使用量として算出される量

Q₀ は、規則第7条第2項第1号に規定する単位面積当たりの使用量の最高限度

A は、農薬を使用しようとする農地等の面積

A₀ は、規則第7条第2項第1号に規定する単位面積

■面積30aの農地に農薬を散布する際の農薬調製方法

① 農薬のラベルに10a当たりの薬量と10a当たりの散布液量が記載されている場合

例 農薬ラベルに薬量1000ml/10a、希釈水量100L/10aと記載されているとき、
薬量(農薬原液)1000mlを水で100Lに希釈して散布液を作る。
今回は30aなのでその3倍の、薬量3000mlを水で300Lに希釈したものを準備する。

② 農薬のラベルに希釈倍率と10a当たりの散布液量が記載されている場合

例 農薬のラベルに希釈倍率600倍、使用液量150L/10aと記載されているとき、
農薬希釈一覧より薬量250mlを水で150Lに希釈して散布液を作る。
今回は30aなのでその3倍の、薬量750mlを水で450Lに希釈したものを準備する。
(薬量750mlを600倍に希釈して450Lにした)

【農薬希釈一覧】

希釈倍率	散布液10L	散布液150L	散布液200L	包装単位に対する希釈量 (水の量)	
	に対する薬量 gまたはml	に対する薬量 gまたはml	に対する薬量 gまたはml	100g	500g
100倍	100.0	1,500	2,000	10L	50L
150倍	66.6	1,000	1,333	15	75
200倍	50.0	750	1,000	20	100
250倍	40.0	600	800	25	125
300倍	33.3	500	666	30	150
400倍	25.0	375	500	40	200
500倍	20.0	300	400	50	250
600倍	16.6	250	333	60	300
650倍	15.3	230	307	65	325
700倍	14.2	214	285	70	350
750倍	13.3	200	266	75	375
800倍	12.5	187	250	80	400
1000倍	10.0	150	200	100	500
1500倍	6.6	100	133	150	750
2000倍	5.0	75	100	200	1,000

なお、ブームスプレーヤー等による散布の場合は、機械及びノズルのカタログ等にある、標準散布量に関する表を参考に、作業速度や設定等を確認して下さい。

【根拠法令等】

○ 農薬取締法・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令
(平成15年農林水産省・環境省令第5号)